

報告事項 1

説明資料

令和 8 年 8 月 28 日
第254回都市計画審議会

下石神井の森緑地の都市計画原案について

1 概要

下石神井四丁目において下石神井憩いの森として開設している約0.11ヘクタールの区域について、みどりを保全し、散策や休息の場などとして住環境の向上を図るため、つぎのとおり、都市計画緑地に追加する。

2 都市計画の変更内容

P 3 のとおり

3 今後の予定

令和 8 年 8 月 28 日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
9 月 1 日～24 日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
9 月 1 日	都市計画原案の説明会
10 月 13 日	都市計画原案に係る公聴会 (公述の申出があった場合)
10 月	東京都知事協議手続
11 月	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
(2 週間)	
12 月	練馬区都市計画審議会へ付議
令和 9 年 1 月	都市計画変更・告示

4 添付資料

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 都市計画の原案の理由書 | P 2 |
| (2) 計画書 | P 3 |
| (3) 位置図 | P 4 |
| (4) 計画図 | P 5 |
| (5) 現況写真 | P 6 |

5 その他

都市計画変更の告示後、「都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月改定）」における「優先整備区域」として位置付ける手続を行う。

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画緑地 第108号 下石神井の森緑地

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）では、本計画地のある下石神井四丁目を含む第7地域のまちづくりの指針において、多面的な機能を持つ都市農地や屋敷林などの民有地の貴重なみどりを、良好な都市環境に必要なものとして保全することを掲げている。

また、練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）（令和6年3月）では、「重要な樹林地の保全」を重点施策に位置づけ、特に希少な樹林地は都市計画緑地として保全に努めることとしている。

本計画地は、東京都と区市町村が合同で策定している「緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）」における確保地として位置づけられた、ケヤキの大木やモミジ等からなる面積約0.11ヘクタールの樹林地である。当区域は、平成4年から憩いの森として広く区民の利用に供されている。

こうしたことから、当該地域のみどりを保全し、散策や休息の場などとして住環境の向上を図るため、本計画地約0.11ヘクタールを都市計画緑地に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画緑地の変更（練馬区決定）（原案）

東京都市計画緑地に第108号下石神井の森緑地をつぎのように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	緑 地 名			
緑地	第108号	下石神井の森緑地	練馬区下石神井四丁目地内	約0.11ha	現に存する樹林地の 保全を目的とする緑 地

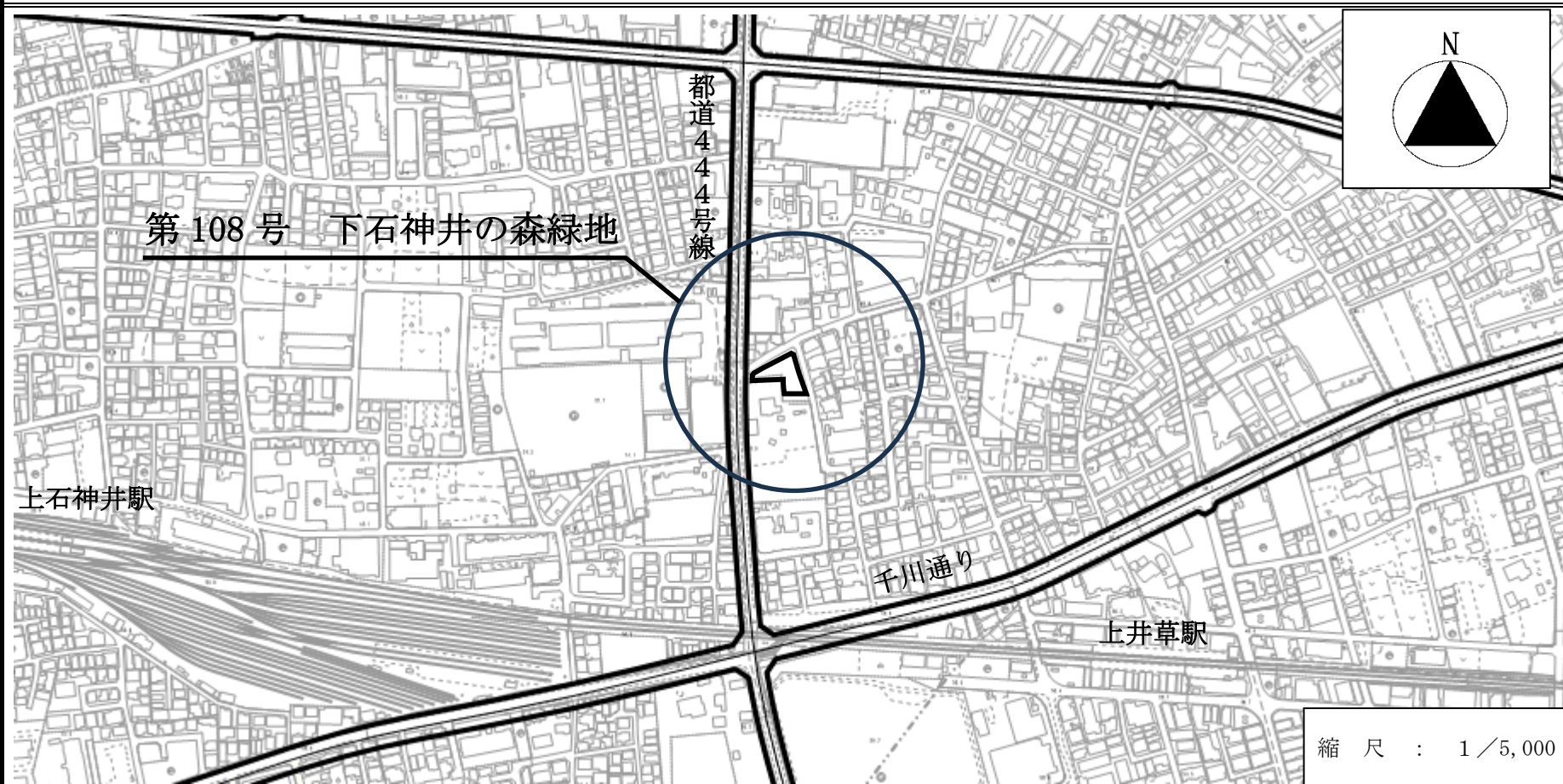
「区域は計画図表示のとおり」

理由 散策や休憩の場などとして住環境の向上を図るため、上記のとおり緑地を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	摘 要
	番 号	緑 地 名			
緑地	第108号	下石神井の森緑地	練馬区下石神井四丁目地内	約0.11ha	追加

東京都市計画緑地 第108号 下石神井の森緑地 位置図【原案】〔練馬区決定〕

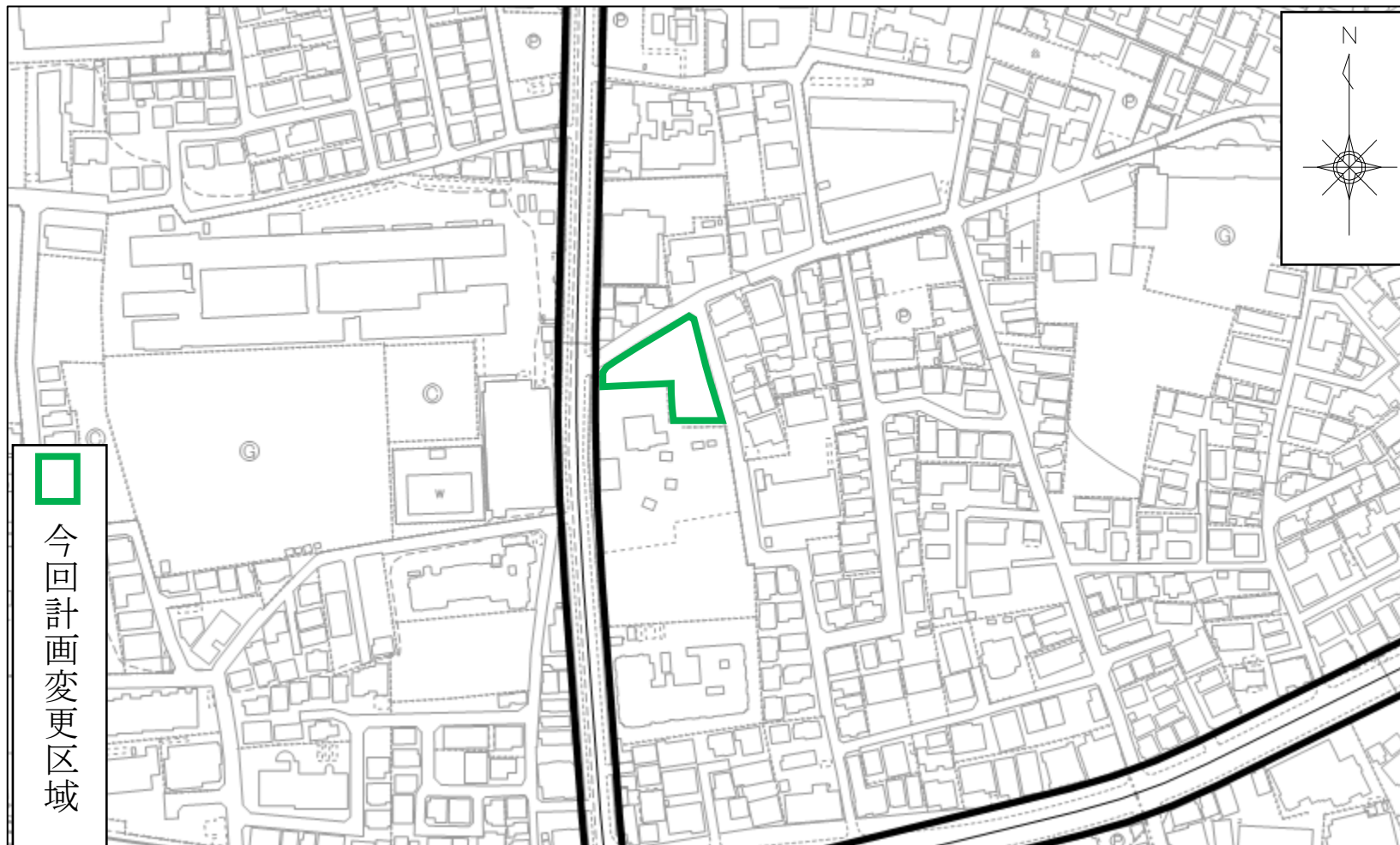


この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用（承認番号：8 都市基交測第 119 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

（承認番号）8 都市基街都第 17 号、令和 8 年 4 月 21 日

東京都市計画緑地計画図（原案）
第一〇八号 下石神井の森緑地
縮尺二千五百分の一



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用（承認番号：8 都市基交測第 119 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

（承認番号）8 都市基街都第 17 号、令和 8 年 4 月 21 日

東京都市計画緑地 第 108 号 下石神井の森緑地 現況写真

